

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に係る要望について

1 現行法の問題点

新型コロナウイルス感染症の発生時における措置、緊急事態措置等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が適用され（特措法附則第1条の2）、緊急事態宣言下においては、病院その他の医療機関は、医療提供体制の確保を図るために必要な措置を講じなければならないこととされている（特措法第47条）。

しかし、こうした措置は、医療機関の任意の協力を前提としており、かつ、同感染症患者を受け入れる医療機関は、空床の発生や外来患者の減少による大幅な減収を強いられ、地方自治体は病床確保等に係る医療機関との調整に多大な労力と時間を要する状況である。

こうしたことから、現行の特措法に基づく制度は、到底、急速な感染拡大による医療提供体制のひっ迫、崩壊といった危機事象に迅速かつ機動的に対応するものとはなっていない。

2 新たに講すべき措置

このため、本県は、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対応するため、速やかに次の措置を講ずることを要望する。

- (1) 緊急かつやむを得ない場合に限り、都道府県知事が医療機関に対し新型コロナウイルス感染症の入院需要に対応できる病床の確保、患者受け入れ等を命ずることができる制度を導入すること
- (2) 上記措置に伴い医療機関に生ずる空床の発生、外来患者の減少等に伴い損失が見込まれるあらゆる費用を、国の負担において事前に支払う制度を導入すること

令和3年1月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治